

公益法人の認定を取得して

—今後の日本愛玩動物協会の活動の方向—

小川益男[†]（公益社団法人日本愛玩動物協会会長）



1 はじめに

本協会は、平成22年1月内閣総理大臣より、公益社団法人への移行認定をいただいた。

今後の活動の方向については、さらに熟慮を重ね掘り下げなければならぬが、移行までの経緯と併せて現段階で考えていることの

概要を述べさせていただきます。

本協会は、昭和54年5月設立以来、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和49年施行）の趣旨に基づき、動物の愛護と適正な飼養管理を普及啓発する事業を約30年にわたって継続してきた。

本協会は全国的な規模の通信教育によって、これまでに約11万名の愛玩動物飼養管理士（1級、2級各8カ月間の学習後認定試験で合格登録した者、以下、管理士）を養成し、社会に送り出してきた。管理士の資格は、動物の愛護と適正な飼養管理の知識等を、本協会の管理士認定委員会で作成した教本 [1] とDVD [2] を用いて体系的に学習し、それらの知識と技能を広く社会に普及啓発できる人材として認定された者に本協会から与えられる。管理士は、各都道府県の動物愛護推進員をはじめ動物に関わる様々な分野で、有為な人材として活躍しており、広く社会に貢献しているものと確信している。本協会の事業の内容は、この度の新公益法人制度が求めている不特定多数の方々の利益に寄与する公益性の高い事業に他ならないとの認識のもとに、公益社団法人として事業を展開するため、平成20年3月の通常総会で移行認定に向けた取り組みの承認を得、作業を開始した。

まず、平成20年1月、本協会内に「新公益法人制度移行検討委員会（略称：移行委員会）」を設置し、理事・監事・評議員・職員等からなる委員を任命し、公益社団法人としての目的と事業活動、機関設計（社員・社員総会、理事・理事会、監事）、会計・財務等の内部統制、情報開示、法令遵守等に関する定款及び関連する諸規程等の変更を行った。

2 移行認定を目指した理由

本協会が、社団法人から公益社団法人への移行を目指した理由は次の通りである。

(1) 「公益社団法人」という名称を独占的に使用できる。冠に公益と謳えるのは、本協会の事業に対する尊称であり、大きな名誉である。そのことによって、より大きな社会的な信用が得られ、事業の遂行も円滑に進むことが期待される。

(2) 税制上の恩典として、公益目的事業は原則非課税であり、また寄付に対する税制上の優遇措置がとられる。

(3) 会員、役員、職員の誇り、モラル（士気）の向上が期待される。

3 新制度に向けた組織の見直し

本協会が公益社団法人を目指すにあたり、新制度に向けた組織の見直しを行った。「定款の変更の案」では、本協会の事業を公益目的事業一本に絞った。機関設計については、代表理事としての会長制の確立、業務執行理事制の導入、理事長・専務理事・常任理事・常任理事会・評議員及び評議員会制度の廃止、理事数の20%削減等を行い、組織の簡素化を図った。諸規程については定款との整合性について精査した。「理事、監事に対する報酬等の支給の基準」では、常勤役員と非常勤役員の報酬の明確化、「社員の資格の得喪に関する細則」、「会員等の位置づけ及び会費に関する細則」等を審議、全面的な見直しを行った。

4 公益目的事業の実施と拡充

本協会は公益目的事業として、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき次の事業を実施している。

(1) 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発事業

ア 国及び地方自治体の事業への協力

「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」として、動物愛護管理行政の普及啓発に関し、民間の立場から、環境省が主催する動物愛護週間中央行事及びシンポジウムへの参画、環境省が作成し

[†] 連絡責任者：小川益男（日本愛玩動物協会）

〒160-0016 新宿区信濃町8-1 ☎03-3355-7855 FAX 03-3355-7880 E-mail : jpc@mb.infoweb.ne.jp

た普及啓発パンフレットやポスター等の増刷と配布、「中央環境審議会動物愛護部会委員」に理事が参画している。

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が平成21年に施行された。ペットフードの安全性の確保と動物の健康や愛護の推進に寄与することを目的として、本協会の機関誌、ホームページ、講習会等を通じて広報活動を実施している。

また、地方自治体が行う動物愛護週間行事への支部会員の参画、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく各地方自治体の動物愛護推進協議会等委員への就任、動物愛護推進員の推薦等を行っている。

イ 普及啓発を行う指導者の養成

「教育を通じて、国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」として、本協会は設立以来、主たる事業である通信教育により、管理士を養成している。「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に伴う動物取扱業の登録要件の一つとして、本協会が養成している管理士の資格が、環境省から動物取扱業5業種すべての取扱責任者の資格要件に適應する資格として扱われ、全国の都道府県等でも認知されている。このことは、管理士教育の内容はもちろんのこと、教育制度上の公平性、専門性、公益性なども評価していただけたものと考えられる。

さらに、本協会の通信教育を技能面で補完するため、管理士教本に添付する視聴覚教材としてDVD3種類（犬編、猫編、鳥類・小動物・爬虫類編）を新たに作成し、平成21年度からすべての受講生に配布してきた。このDVDは、教本だけでは伝えることの難しい内容を映像で表現した。人と動物の心のふれあい、愛情と責任感など、受講生に言葉を超えて多くの感動を与えているものとする。これらのDVDは、いずれも1級及び2級用の教材として活用している。1級受講者は、知識や体験が増えることによって、2級の時には見ることでできなかった内容も見ることができるようになると思われるからである。

ウ 調査研究及び情報の収集、発信

本協会が平成19年度から開始した「犬と猫の暮らし向き調査研究」は4年目を迎えた。この調査は、「適正な飼養管理とは何か」という問いに、実際の生活環境と健康水準のデータを用いて、客観的かつ科学的に答えることを通じて、動物の命を尊重し、人と動物のよりよい共生の姿を見つけ出すことを目指し、そのために本協会の会員のほかに一般市民の参加協力もいただいて実施している。今後ともできるだけ多くの方々から、動物の愛護と適正な飼養管理の普及啓発の実践に必要な資料の収集に、さらなるご協力をいただき、長期間にわたって同一個体を観察し調査研究を進

めるとともに、集団としての姿の動態（生命表等）を記述、分析してこれらに係る要因の洗い出しを行っていきたい。このような活動は、管理士の科学的思考力、観察力、問題解決力、一般市民とのコミュニケーション力の涵養に有益であるばかりでなく、一般市民の啓発等にも資すると考える。

これまでに得られた犬の暮らし向き調査研究データは国際的に見ても貴重な資料と考えられることから、平成22年7月にストックホルムで開催されたIAHAIO（第12回人と動物の関係に関する国際会議）において発表した。

エ 相談会、講習会、講演会、展示会及び研究発表会等の開催

平成17年度から進めてきた都道府県の支部設立は、全国で35カ所に達した。支部設置の目的は、本部と一体化した運営のもとに、本協会の組織の強化と事業の充実を図ることにある。具体的には、都道府県の行政機関との連携強化や支部会員との連絡窓口、不特定多数の方々を対象とした普及啓発活動の拠点として重要な役割を果していくことにある。

これらの支部を通して、都道府県の定める動物愛護管理推進計画の実現への協力を図り、さらに協議会への協力や動物愛護推進員の推薦協力も行ってきた。すでに本協会が各地で推薦した動物愛護推進員は200名を超えている。

各都道府県の支部活動の一環としては、市民を対象としたペット飼養相談会を各地で開催してきた。

講習会については、支部主催の動物の飼い方教室等を開催している。これからの課題としては、現在大きな社会問題となっている児童虐待を、動物虐待と同根の問題としてとらえ、両者にアプローチできるようなシステムを作ることも考えていきたい。

飼養頭数が僅かながらも増加傾向にある反面、ペットの虐待は減るどころか残虐化している例が跡を絶たない。事件を起こした青少年や児童の中には、動物を苦しめたり殺したりしてみたかったという例も見られる。アメリカでは、ペットの殺傷は殺人の前兆ともいわれる。一方では、親や友だちなどによる児童のいじめも深刻化している。親は、小学校低学年までに相手への思いやり、命の重さや善悪の判断をしっかりできるようにしつけることが責任である。

講演会は、協会本部が主催する一般市民向けの公開セミナーとして、毎年8カ所の都道府県で順次行っている。講演は、基調講演（100分）の他に、各都道府県の動物愛護行政の取り組みについて（30分、当該都道府県の行政担当者に依頼）および管理士の体験発表（30分）の3部からなる。テーマはそのときどきの

ニーズを考慮して決めている。平成22年度のテーマは、「人と動物が幸せに暮らすために～犬・猫の食事～」である。過去に取り上げたテーマは「犬のしつけ」、「人と動物の共通感染症」、「ペットの食事管理と栄養」、「高齢動物のヘルスマネジメント」、「新・動物愛護管理法」、「集合住宅での動物飼育問題」、「回虫博士のペットと感染症」等である。また、都道府県支部主催の講演会も実施している。

展示会としての全国ペット写真コンテストは、人とペットのふれあいの楽しさ、動物愛護の心などが表されている写真を通じて、写す側、鑑賞する側双方の動物愛護精神の涵養を図ることを目的に、昭和56年7月から実施し30回目を迎えた。一般公募方式により近年は8～900点の応募をいただいている。入賞作品は、写真パネルを作製して、毎年動物愛護週間行事で各地の行政、本協会の支部等が展示を行っている。

研究発表については、ペットの適正飼養に関する日頃の体験等の成果を管理士が公開セミナー等において発表している。

また、支部未設置の12県についても、今後順次、支部会員を対象に本部主催の説明会や勉強会を開催して機会を設け、人材を発掘しながら、新たな支部の設置に向けて努力している。

オ 調査研究活動への助成

本協会は、公益社団法人への移行に伴って変更した定款に沿って、平成22年度から家庭動物の適正な飼養管理について、科学的知見を踏まえた各種普及啓発活動を実施するための基盤整備と新たに必要となる知識、技能等の開発を図ることを目的に、大学等に対して調査研究活動への助成事業を開始した。

ペットは、人の最も身近にいるにもかかわらず、その生物学的、社会的・文化的研究は極めて遅れている。動物自身のことは勿論、彼等との共生が求められている人との相互作用等についても課題は多い。本協会の研究助成は、極めて小規模であるが、この分野での研究が少しでも注目され促進される契機になればと願って始めたものである。

調査研究分野は、①動物の健康と安全、習性、生理生態、②迷惑防止、マナー、しつけ、③公衆衛生、④所有者明示、⑤繁殖、繁殖制限、⑥動物観、歴史、⑦法令、⑧その他となっている。

助成決定者は、1年間の調査研究の後、成果について報告書を本協会に提出し、報告書は機関誌あるいはホームページ等で公開する。

ペットとのふれあいは、人の健康に対してプラスに働く機能を持っていることが知られている（動物介在療法）、人の教育や社会生活に対しても同じようなことがいわれている（動物介在教育、動物介在活動）。

世界的に高等動物に関する基礎、応用研究は著しく遅れている。獣医学がこれまで主要な対象としてきた家畜やペットの身体の構造や機能についても未だ不明な点が多いといわれている。

現在のように、餓死する人や住む家もないような人が見られる社会不安の大きな時代に、動物の幸せのために、政府や行政から大きな事業費や研究費を引き出すことは不可能に近い。先述したように、公益法人に対する寄付は、納税者の所得控除の対象となる。地域社会における本協会の会員と市民との活動の中で、動物愛護、適正飼養管理、人と動物の共生の重要性に共感し、自分のできること（ボランティア、寄付など）で何かしたいというところまで意識変革を進めることができれば、将来は欧米と同様にこの分野でのボランティアや寄付を増やすことができる可能性は高まるであろう。このような状況をもたらすことができれば、そのこと自体を大きな成果として評価できることになる。

カ 広報誌等図書印刷物の刊行

機関誌「愛玩動物」は本協会設立間もない昭和54年10月に発行を開始した。平成21年5月号から全面リニューアルを実施し、愛玩動物に関する最新の知識、関連業界の動向等公益活動を中心にした内容を掲載している。配布先は会員の他に、広く国及び都道府県、政令市、大学、短大、専門学校、高等学校、動物関連団体、地域の図書館、生涯学習センター等不特定多数の機関である。

また、ホームページについては平成11年3月に開設し、本協会の各種情報の公開と都道府県支部の活動予定や報告等をタイムリーに掲載することを心がけている。ホームページの活用こそは、今後、本協会の事業活動の活性化に欠かすことのできない重要なツールである。

(2) その他本協会の目的を達成するために必要な事業災害時の動物救援対策事業の支援や、マイクロチップ等による所有者明示措置の推進などを行っている。

5 おわりに

この度、本協会は内閣府公益認定等委員会事務局担当者の的確なアドバイス、また、本協会内にあっては日頃から培ってきた役員や職員の知識や技術力に支えられ、移行認定を受けることができた。本協会にとって、このことによる効果は、将来計り知れない大きなものがあると考えられる。

愛護事業の活性化のためには、その資金源として欧米のように寄付行為を普及させるような意識改革を進めることが必要と思われる。今後、本協会は公益目的事業の遂行にあたり、これまで以上に不特定多数の方々を対象に「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づい

た普及啓発，特に人と動物が相互に理解を深め合い，より良く生きるための共生社会を目指して邁進したい。具体的な課題として，本協会は，動物の愛護と適正飼養管理に関する知識と技能を普及啓発できる人材の養成，都道府県支部会員による全国津々浦々の地域に密着した草の根レベルの普及啓発活動，適正飼養管理に関する情報の収集と発信の一環として，現在実施している全国的なフィールド活動である「犬と猫の暮らし向き調査研究」（犬猫の国勢調査）によって得られた情報の活用，特に社会的なニーズの把握と対応を図り，さらに社会貢献に努める所存である。

注 記

- [1] 教本「愛玩動物飼養管理士」2級，第1巻，A4，175頁，第2巻，A4，215頁，内容（編名）：愛玩動物飼養管理士の社会活動，動物愛護論叢，人と動物の関係学，動物関係法令概説，動物のからだの仕組みと働き，動物の飼養管理，動物のしつけ
教本「愛玩動物飼養管理士」1級，第1・2巻，A4各175頁，内容（編名）：動物愛護論叢，動物関係法令，動物の行動と社会，犬と猫の栄養学，動物の遺伝と繁殖生理，動物の疾病とその予防，動物の飼養管理と公衆衛生，自然と人間
- [2] DVD3巻：犬編，猫編，鳥類・小動物・爬虫類編
-